

28年度 監事監査結果に対する改善状況(平成30年3月末現在)

【平成29年6月26日付け監事監査結果報告書】

指 摘 事 項	改 善 状 況
<p>(1) 監事への報告に関する規程の見直し ① 「危機管理規程」について 平成27年4月1日文科科学大臣認可の業務方法書(以下「業務方法書」という。)第5条において「法人は、学長から役職員への意思伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。現在入手している「危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」では、危機管理上重要な情報に係る監事への報告について、特段の記載はありません。情報連絡の漏れを防止するために、規定化する必要があると思われます。</p>	<p>「危機管理基本マニュアル」において「危機情報の連絡体制(資料5)」の中に監事への報告を明記しました。</p>
<p>② 「公益通報に関する規程」及び「研究活動不正防止規程」について 業務方法書第25条において「法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備し、その規程には内部通報及び外部通報に係る、担当理事及び監事への適切な報告に係る事項を定めなければならない。」と明記されています。「公益通報に関する規程」は当然のことですが「研究活動不正防止規程」にも告発窓口等の規定があり、内部通報及び外部通報に関する規程に類するものと思われます。現時点において両規程とも担当理事への報告については規定されていますが、監事への報告については規定されていません。国立大学法人法第11条の2において、監事は役員「不正の行為若しくはそのおそれ」「法令違反の事実若しくは著しく不当な事実」があると認められるときは、遅滞なくその旨を学長及び文科科学大臣へ報告しなければなりませんので、適切な規程への改正をお願いします。</p>	<p>「国立大学法人福岡教育大学における公益通報に関する規程の改正を平成30年3月29日付けで行いました。 「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程」の改正を平成30年3月29日付けで行いました。</p>
<p>(2) 寄附金収入について ① 運営費交付金が減少する中、教育・研究を充実して行くためには、寄附金は必要不可欠なものとなっています。そのため本学においても寄附金収入の増加に向けて、「寄附金獲得に向けた戦略」を策定し増収に努められているところであります。平成28年度は統合移転50周年事業があり増収となりましたが、「寄附金獲得に向けた戦略」の効果による増収となるよう取り組む必要があります。</p>	<p>平成29年4月から、個人からの寄附金の単位を「一口5千円」から「一口千円」に改めたことにより、寄附者数の増及び寄附金額の増額に関して一定の効果を得ることができたが、寄附金増収等の取組には検討課題が多いことから、文科科学省寄附フォーラムへの参加及び学校法人西南学院大学への訪問調査により他大学における募金活動等の情報収集を行い寄附金増収等の取組についての課題を抽出し解決に向けた検討を行っているところです。</p>
<p>② 基金の使途については、基金管理規程第3条で大きな使途は定められているものの、その使用に当たっては、その時々基金運営委員会の判断の要素が強いようで、ある程度、年度毎の事業を事前に定めることも必要と思われます。</p>	<p>平成30年度以降は想定しうる事項に関して予め執行計画を作成後、基金運営委員会で計画内容を審議し、計画性のある執行に努めます。</p>
<p>③ 寄附の謝礼についても、寄附者への礼状及びホームページ上でご芳名のご紹介等により謝意は表されていますが、毎事業年度の決算を公表することはもちろん、寄附金の使途の紹介や寄附金の使用により活躍している学生や教員の紹介など寄附者が使途を把握できる仕組みを構築し、寄附の増進につながるような公表もおこなっていく必要があると思われます。</p>	<p>「寄附者と大学の永続的な関係の構築を図る」観点から、今後使途の可視化に取組み、寄附の増進につながる公表を検討していく予定です。</p>
<p>④ 平成28年度所得税の税額控除制度の税制改正により、修学支援事業に充てられる個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度が導入され「修学支援基金」の設置が可能となり、平成28年12月現在で77の国立大学法人で設置されています。この基金は、意欲と能力があるが経済的な理由で修学が困難な学生に対して、希望する教育を受けられるように支援を行うことに限定するものですが、本学は寄附者の数の不足により、創設の見通しは立っていません。本学においても経済的理由により修学が困難な学生に対する奨学金制度の充実、大学の学生定員の確保の意味でも重要なことと思われますので、基金設置に向け早急に取り組まれる必要があります。</p>	<p>修学支援基金の設置要件(実績判定期間(5年)における3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上いること。)を満たすための取組みとして、個人からの寄附金の単位を一口5千円から千円に変更したことや、附属学校の寄附事業の募集を福岡教育大学基金を窓口としたことにより、平成30年1月末現在で187件(平成27年度76人、平成28年度74人)と大幅に増加させることができた。なお、それ以外の方策についても適宜、基金運営委員会で検討を行う予定です。</p>
<p>(3) 遊休となっている不動産の有効活用 について 本学が保有している遊休土地は、その活用が進んでおりません。小倉の教育実習研修棟跡地(簿価28百万円)は、売却の方針ですが、平成23年度から一般競争入札を行っていますが応札者がいない状況です。また、鳥飼宿舎跡地(簿価553百万円)については、平成13年の宿舎取り壊し以降更地となっており、活用の目途が立たないまま現在に至っています。文科科学省との協議では、国立大学法人法の改正を踏まえて、再度活用策の検討を進めるということのようですが、大学として具体的な取り組みを早急に行う必要があります。これらについては、関係機関や民間・地域との連携・協働で解決することも考えられますので、日頃から情報の収集、コミュニケーションに努められてください。</p>	<p>「小倉の教育実習研修棟跡地」は、売買代金の支払日の延長等配慮し2回一般競争入札を実施しましたが、いずれも不調に終わった。考えられる売却できない理由(土地への出入り全般に支障があること、駐車スペースを十分に確保した店舗の建築が困難であること)を考慮して次年度以降の方策を検討を行います。 「鳥飼宿舎跡地」は、文科科学省との協議の結果を受け、民間業者の知見も活用しながら、改めて鳥飼宿舎跡地の有効活用の方策について検討を行っているところです。</p>